

令和 6 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 8）

堺 市

目 次

	頁
議案第 53 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 54 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	7
議案第 55 号 和解について……………	9

令和6年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和6年2月28日

堺市長 永藤英機

議案第 53 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 54 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 55 号 和解について

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」及び「（以下「基礎賦課総額」という。）」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）

（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額」を削る。

第9条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「うち、一般被保険者」を「うち、被保険者」に改め、同項後段を削る。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の2から第11条の4までを次のように改める。

第11条の2から第11条の4まで 削除

第11条の4の2を削る。

第11条の5中「又は第11条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の2の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。）」を削る。

第11条の5の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「係る部分であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を「充てる部分」に改め、「同じ。）」の次に「の額」を加え、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第11条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「うち、一般被保険者」を「うち、被保険者」に改め、同項後段を削る。

第11条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「前条」を「前条第1項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の5の5の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削る。

第11条の5の6から第11条の5の9までを次のように改める。

第11条の5の6から第11条の5の9まで 削除

第11条の5の10中「又は第11条の5の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。）」を削る。

第11条の6第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加え、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条第1項中「、第11条の2、第11条の5の3若しくは第11条の5の6」を「若しくは第11条の5の3」に改め、「その額（基礎賦課額又は後期高齢者支援金等賦課額をいう。次項において同じ。）については、」を削り、「日又は」を「日若しくは」に改め、同条第2項中「、第11条の2」及び「、第11条の5の6」を削る。

第15条の2第1項中「又は第11条の2」を削り、同条第3項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の5の6」を削り、同条第4項中「又は第11条の2」を削る。

第15条の4第1項中「又は第11条の4」を削り、同条第2項中「又は第11条の4」及び「又は第11条の5の8」を削り、同条第3項第1号中「又は第11条の4」を

削り、同条第4項中「又は第11条の4」及び「又は第11条の5の8」を削る。

第15条の5第1項中「又は第11条の2」を削り、同条第3項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の5の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第11条の2」を削り、同条第7項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の5の6」を削り、同条第8項中「又は第11条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正により、退職者医療制度が廃止されることに伴う所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中

「

12,440円	13,320円	14,200円
10,670円	11,550円	12,440円
8,900円	9,790円	10,670円

を

」

「

12,500円	13,350円	14,200円
10,800円	11,650円	12,500円
9,100円	9,950円	10,800円

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

堺市消防団員等公務災害補償条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

和解について

本件について、次のとおり和解する。

1 本件

本市が委託する業務の委託料の一部の返還を求めた事案

2 和解の相手方

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

キャリアリンク株式会社

代表取締役 成澤 素明

3 和解条項

- (1) 相手方は、本市に対し、本件に関する過払金の返還として金 6,007,610 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本市に対し、前号の金員のうち各過払があった日から支払済みまで年3分の割合による利息の支払義務があることを認める。
- (3) 相手方は、本市に対し、前2号の金員を本市が指定する納付書に記載された期日までに、本市が別途指示する銀行口座に振り込む方法で支払う。
- (4) 本市と相手方とは、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

和解について

本市は、新型コロナウイルスワクチン接種事業コールセンター及び事務処理センター運営等業務を令和3年2月9日から令和5年8月31日まで相手方に委託していたが、履行状況を過去に遡って確認したところ、従事者の体調不良等の理由で、当該業務の仕様書に定める必要席数を満たしていない日があることが判明した。

これに対し、本市は、相手方と従事者の必要席数を満たしていなかった部分の委託料の返還を求めて相手方と交渉を行った結果、今般、相手方との話し合いがまとまったため、当該和解案のとおり和解するものである。

令和6年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その8）

令和6年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-23-0058

